

高松高裁総第000990号

(庶ろー03)

平成24年10月10日

最高裁判所事務総局広報課長 殿

高松高等裁判所長官 出 田 孝 一

広報担当者協議会の開催要領について

(7月18日付け広第000185号に対する送付)

標記の協議会の開催要領は、別添のとおりです。



広報担当者協議会開催要領

- 1 主催 大阪高等裁判所及び高松高等裁判所
- 2 期日 平成25年1月9日（水）午後1時30分から午後5時まで
- 3 場所 高松高等裁判所大会議室（6階）
- 4 協議員 別紙第1のとおり
- 5 協議問題 別紙第2のとおり

(別紙第1)

広報担当者協議会協議員名簿

1 協議員

大阪高等裁判所事務局総務課長	安村義弘
大阪高等裁判所事務局総務課課長補佐	桑田芳男
大阪高等裁判所事務局総務課広報係長	山田哲司
大阪地方裁判所事務局総務課長	坂本靖史
大阪家庭裁判所事務局総務課長	大田恵朗
京都地方裁判所事務局総務課長	林誠治郎
京都家庭裁判所事務局総務課長	石川雅也
神戸地方裁判所事務局総務課長	濱田竜也
神戸家庭裁判所事務局総務課長	八木章司
奈良地方裁判所事務局総務課長	濱松稔也
大津家庭裁判所事務局総務課長	上馬場靖
和歌山家庭裁判所事務局総務課長	安達正広
高松高等裁判所事務局総務課長	香村直樹
高松高等裁判所事務局総務課課長補佐	大西光
高松高等裁判所事務局総務課広報係長	橘川和枝
高松地方裁判所事務局総務課長	白神純一
高松家庭裁判所事務局総務課長	山西明弘
徳島地方裁判所事務局総務課長	中條一郎
徳島家庭裁判所事務局総務課長	矢野文雄
高知地方裁判所事務局総務課長	和田完
高知家庭裁判所事務局総務課長	二宮英範
松山地方裁判所事務局総務課長	平野誠宏
松山家庭裁判所事務局総務課長	玉井恒司郎

2 オブザーバー

高松地方裁判所判事（部総括） 幅 田 勝 行

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
1	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員裁判を担当する裁判官に対する取材申込みについて	平成24年7月18日の読売新聞掲載記事が示すように、今後、裁判員裁判を担当した裁判官に対する取材申込みについては、感想の範囲内といったような制限を付しながらも、一定程度対応することも考えられる。 そこで、今後、裁判員裁判を担当する裁判官に対する取材申込みがあった場合、取材意図等について、どのような情報取りをして上級庁に情報提供すべきか等、留意事項を協議したい。	大阪地	大阪高	報道機関が、裁判員裁判を担当した裁判官に対する取材を申入れてきた場合、当該裁判官が担当した事件に関連付けた報道をされる可能性があること、また、制度の在り方について裁判官が発言すると、それが裁判所のスタンスであるかのようには取られかねないことから、所長へ報告した上で、庁として対応することは当然のこととして、記者から取材意図や質問事項、インタビュー内容等を確認し、どのような回答等をするのが相当であるかなどについて、裁判所の中立性、公平性の観点を踏まえた上で検討し、庁として慎重な対応をする必要がある。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
2	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)		当庁としては、次のとおり考えるが、各庁の御意見を伺いたい。	神戸地	大阪高	原庁意見が相当であると考え る。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
3	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員裁判経験者の記者会見が実施される頻度が低くなっていることに対し、主催者である記者クラブへの働きかけについて、どのように対応しているか。	最近では記者会見で出された裁判員経験者の意見や感想が新聞記事などの報道で取り上げられることがほとんどなく、報道機関からは「記者会見で出される意見や感想は、守秘義務などの制約のため毎回ほとんど同じで記事にできるような内容のものはない。」という声も聞こえ、また、当庁では他の機関の担当記者が裁判所担当も兼ねており、記者会見の実施を働きかけたとしても報道機関には積極的な反応が期待できない状況である。各庁における記者会見の実施状況や記者クラブに対する対応の現状について伺いたい。	奈良地	大阪高	報道機関から、記者会見に対して積極的な反応が期待できない状況であったとしても、裁判員裁判について一般国民の理解や関心を高めていく必要があることに変わりはないことから、裁判所として記者会見を一定グリップしておく必要性の観点から検討する必要があると考える。			
4	報道対応 (その他)	少年	複数の庁に係属することが予想される少年保護事件にかかる報道対応について、庁間での事前調整や対応の工夫例をお伺いしたい。	著名な少年事件については、捜査段階から、インターネットの書き込みサイトなどに、加害者とされる少年の個人情報や加害内容が掲載される中、予測される送致裁判所又は送致後の移送先と考えられる裁判所に対して、マスコミから問い合わせがされることがある。また、少年審判は、原則少年の住所地で行われることから、共犯関係にある少年の審判が複数の庁に係属するケースが多く、仮に空振り終わる可能性はあるにせよ、できる限り早く、係属した場合に備えた準備に着手することが、円滑で適切な報道対応に資すると思われる。事件に係属しない時点では、対応の必要性や具体的な対応策を検討するすべはないが、係属する可能性のある庁間で、少年事件の基本的な対応の方針等の情報交換をすることも有意義ではないかと考える。ついで、そういった事例があれば、御紹介いただき、今後の執務の参考としたい。	京都家	大阪高	複数の庁に係属することが予想される少年保護事件の報道対応においても、少年事件の非公開性に十分に配慮した上で、家庭裁判所が社会に対する説明責任を果たす必要がある。報道対応は、原則として各庁で判断すべきものであるが、出題事例の場合に庁としての報道対応を検討するためには、事務局と裁判部との間や、原庁と上級庁との間の情報の共有だけでなく、庁と庁の間で情報を共有することもあると考える。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
5	報道対応 (その他)	少年	報道等で大きく取り上げられている少年事件における犯罪被害者等(以下「被害者等」という。)の権利利益の保護の制度を円滑に実施するため、各庁において、工夫をされた事例があればお伺いしたい。	犯罪の発生時から大きく報道され、国民の関心が高い事件について、審判傍聴や意見陳述などが認められると、当該期日には、被害者等の登庁にマスコミ関係者が同行し、退庁する被害者等を門前で待ち受けるなどの行為が見受けられる。 については、期日の進行や報道対応を円滑に行うため、広報担当者として工夫をされた事例があれば、御紹介いただき、今後の執務の参考としたい。	京都家	大阪高	少年事件についての報道対応においては、少年の情操を保護し、少年の更生及び社会復帰を期するために、少年事件の非公開性について十分に配慮する必要がある。少年事件における犯罪被害者等の権利利益の保護も大切な視点ではあるが、少年事件が原則非公開となっている趣旨をしっかりと意識し、裁判所の中立性・公平性に反しない対応をする必要がある。 記者の中には、このような少年事件の特殊性を十分理解していない者も見受けられることから、少年事件の手続の流れや犯罪被害者等の権利利益保護の制度についての記者レクをするほか、少年の情操を保護し、少年の更生及び社会復帰を期するために、少年事件が非公開になっていることをしっかりと説明していく必要があると思われる。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
6	報道対応 (その他)	その他	記者に対する裁判手続の効果的な レクチャーの実施について	当庁記者クラブ所属記者は、他庁での司法記者経験を有するものも多く、裁判所から提供される判決写し(要旨)の引き写しにとどまらない差別化できる記事を指向する傾向がある。しかし、その有する法知識は、必ずしも体系的ではなく、断片的であるため、消化不良の記事や不適当な問い合わせをする記者もみられる。 当庁では、裁判報道の正確性はもちろんのこと、裁判所の活動内容が適切に国民に知られるよう、記者に対し、①民事訴訟事件について、②刑事訴訟事件について、③取材上の留意事項についての3部で構成されるレクチャーを実施する予定であるが、各庁において、効果的と思われる記者向けレクチャーの実情をご紹介いただき、適切なレクチャーとするためのポイントやその限界、さらには、スキルアップにより高度化するとと思われる記者の質問に対応できる職員の育成等について協議したい。 (参考) 大阪地裁では、難解な質問につき相談を受ける裁判官が制度として準備されている。	大阪地	大阪高	裁判手続等について、記者を集めて勉強会のような説明会を開くことは、報道の正確性を高めるものであり、有益であると考ええる。ただし、その内容が裁判所側の過度の負担にならないように配慮する必要がある。 実施する場合は以下のような点に留意すべきであると考ええる。 1 どのようなポイントに絞るか、どの程度のレベルに設定するかを十分検討する。 2 個別事件を念頭に質問されることもあると思われるが、あくまで一般論として対応する。 なお、家裁においては、家事事件手続法の説明会の実施を検討すべきであると考ええる。			
7	報道対応 (その他)	その他	個別の事件に対する報道対応の各庁の実情と裁判部職員に対する報道対応に関する研修等の取組みについて伺いたい。	報道対応の窓口は総務課であり、迅速・適正な報道対応を行うためには裁判部の職員も報道対応の知識を持ち、裁判部と総務課が協力して行う必要があるが、裁判部の裁判官や書記官等にとっては、実際の報道対応の現場が見えにくいという意見もある。 そこで、各庁の個別の事件に対する報道対応の実情と、前述の問題点を解消するために、総務課が行う報道対応について研修(OJT, OFFJT)等を実施した例や、裁判部と総務課が協働して取り組んでいる工夫例等があれば伺いたい。	奈良地	大阪高	裁判部の職員の中には、報道対応は全て総務課で考えるものと誤解している者がいる。総務課が報道機関からの問い合わせに適切に対応するには、主管部署における情報、知識、ノウハウ等の提供が必要不可欠である。 報道対応におけるOJTとしては、報道機関からの問い合わせがあった場合には、当該取材の対象となっている事項の情報を持っている主管部署に土台となる対応案を提出させた上で、総務課が最終的な対応案を作成するという役割分担を行い、その中で、徐々に報道対応に慣れさせる方法が考えられる。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
8	報道対応 (その他)	その他	裁判所の庁舎及び敷地内における取材活動について。	記者クラブの記者等が裁判の取材のため、一般的に、裁判の傍聴後等に、裁判所の庁舎及び敷地内において、代理人弁護士又は事件関係者等に対して、ぶら下がり取材をすることがあると思われる。 基本的には、裁判所の庁舎及び敷地内において、取材をさせるのは相当でない。裁判所の庁舎及び敷地内において、来庁者が取材を拒否する場合や囲み取材等は、来庁者の安全、プライバシーの観点、裁判所の事務への支障等から、認められないし、当庁でもそのような例はない。 しかし、取材を受ける側が任意に取材に応じ、かつ、裁判所の事務に支障が認められない場合には、一定程度、ぶら下がり取材を黙認する場合も考えられないではない。 また、著名な事件の場合には、裁判所での取材に不慣れな記者が取材に訪れ裁判所内で囲み取材をしようとしたり、地元記者もこれに遅れまいとしてこれに参加したり、あるいは、ぶら下がり取材から囲み取材に発展していくことなども考えられる。そのような場合に、裁判所からの注意に対し、記者が、取材活動を裁判所が不当に妨害するのかと主張して直ぐに応じないことも考えられる。当庁では、複数の記者が囲み取材をしようと裁判所敷地内で事件関係者等を待ち受けていたことがあったが、裁判所から記者に対して注意して、裁判所敷地外で取材することになり、裁判所敷地内での取材は未然に防止することができた。ただし、その際に、一部の記者が、なぜ裁判所敷地内で事件関係者等に取材をしてはいけないのか等と主張して、紛糾しかけたことがあった。 各庁の実情及び御意見をお伺いしたい。	和歌山地	大阪高	裁判所内でぶら下がり取材を行うことは、たとえ取材を受ける側が任意に取材に応じていて、裁判所の事務に支障がないと認められる場合であっても、他の来庁者に対する安全やプライバシー保護、裁判所の中立性、公平性、庁舎管理上の問題等から、黙認といったあやふやな対応ではなく、一律に注意を行い、毅然とした対応をすべきである。 このような基本的なスタンスについては、裁判部とも認識を共有しておく必要があると考える。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
9	一般広報 (その他)	その他	大規模地震等が発生した場合に、窓口受付の状況や事件処理の方針を広報する手段として、どのような媒体を検討しているか、また、どのような利用を考えているか。	広報する手段として、マスコミの利用やウェブサイトの活用などが考えられるが、各庁独自で行うよりも効率的な方法があれば事前に検討しておくことが有益と思われるので、各庁の検討状況を教示いただき、参考としたい。	大阪家	大阪高	災害対策は、裁判所における重要な課題であり、この時機において各庁ごとに必要と考える方策を提案し、協議することは有益である。 大阪高裁としては、大規模地震等が発生した場合の窓口受付の状況や事件処理の方針を広報する手段として、記者クラブなどのマスコミを利用する方法、ウェブサイトを利用する方法、裁判所に掲示物を貼り出す方法などを考えている。また、災害の影響が少ない庁のウェブサイトを利用するなど、庁同士の連携も重要になると考えている。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
10	一般広報 (その他)	その他	次の事項について、各庁の御意見を伺いたい。 (1) 団体傍聴等の法廷見学において、空き法廷で記念撮影した写真を当該団体の活動としてインターネット上で公開することの可否について (2) 裁判所が主催する障害者(視覚障害、聴覚障害等)に対する接遇研修(自庁研修)において、外部講師側がその様子を写真撮影することの可否及び撮影した写真を当該講師の所属する団体の活動としてインターネット上で公開することの可否について (3) (1)及び(2)の場合に、各団体が依頼した報道記者等を同席させて、同人に写真撮影等をさせることの可否について	(1)について 法廷見学等の際に空き法廷の写真撮影を許可することがあり、その場合、通常はインターネット等で公開しないよう求めているが、実際に公開された場合にはこれを差し止める手段がないのが実情であり、他方で、法廷見学等の風景が公開されることは、直接的には当該団体の広報活動に資するものとはいえ、裁判所にとっても少なからず広報効果等のメリットがあるのではないかとも思われる。 そこで、インターネットが普及した現在、こうした現実を踏まえると、撮影者の責任において被写体等への配慮がされるという状況の下においては、インターネット等で公開することを許可しても差し支えないものと考え (2)について 研修自体は裁判所職員のためのものであり、研修の様子を撮影等させることは、(1)の場合とは異なり、裁判所にとっての広報効果は期待できないので、これを認めることは相当ではないと考える。 (3)について この場合、取材を受けるのは裁判所ではなく当該団体ということになり、裁判所が取材のために場所を提供しているにすぎないという状況になるので、これを認めることは相当ではないと考える。	神戸地	大阪高	(1)について 法廷見学等の際に、空き法廷の写真撮影を許可する場合は、庁舎設備の問題や鍵の位置や種類、非常用のボタンの位置などを考慮し、写真を撮影させる段階から撮影場所について制限を設け、その上で、インターネット等で公開しないように求めるべきである。 撮影した写真をインターネットで公開したいとの申出があれば、個別具体的に検討することになる。 (2)について 外部講師自身の宣伝活動に使うものであれば、営利性まで認められると考えられることから、これを認めることは相当でない。 (3)について 当該団体なり講師が、自己が裁判所で活動しているという点を取材させ、自己の活動の宣伝に利用しているものと見ることができ、そうとすれば(2)と同様、営利性も認められると考えられることから、これを認めることは相当でない。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
11	一般広報 (その他)	その他	広報行事を常に新鮮なものとする ための方策について	当庁で例年実施している「夏休み子供模擬裁判」は、概ね好評であるが、リピーターからは、新企画を要望される等、過度な参加者迎合は差し控えるべきと考えつつも、リメイクの必要性を感じている。 しかし、平成24年8月に実施した同模擬裁判でも、ステップアップ型(模擬裁判の内容を数段階のレベルに分け、リピーター参加でも満足できるものとする。)や、親子参加型(同道した保護者にも有為な時間を過ごしてもらおう。)といった検討段階のアイデアも、費用対効果の観点から具体案とはならなかった。 そこで、各庁において、「夏休み子供模擬裁判」に限らず、特に参加型行事としてのリメイクが効を奏した事例及びその際のコスト削減について工夫された例があればご紹介いただき、広報行事をリメイクする際に考慮すべき事項を協議したい。	大阪地	大阪高	広報行事の参加者に裁判所について理解を深めてもらい、一層の信頼を得るよう工夫する必要がある。しかし、広報行事がマンネリ気味になっている部分があることは否定できないことから、各庁の取組み事例等の情報交換を行うことは相互に参考になろう。 また、広報行事の企画そのものでなく、広報行事のPR方法がマンネリ化している可能性もある。記者クラブに対する投込みやレク、裁判所のウェブサイトを利用するといった方法だけでなく、地域誌を利用するなど、そのPR方法についても効果的なものとなるような工夫も必要であると考えます。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 大阪高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
12	一般広報 (その他)	その他	ここ数年、法教育の一環として行われる学生を対象とした法廷傍聴、裁判所見学、制度説明などの依頼、申込みが増加しているが、これらへの対応についての各庁の実情と法教育への協力を行う上での留意事項を伺いたい。	一般の法廷傍聴や庁舎見学に加えて、大学、高校、中学校、小学校による法教育の一環としての実習、校外学習、社会見学、職場体験などの名目での法廷傍聴、裁判所見学、制度説明などの依頼・申込みが増加している。また、学校等からの出張講義の依頼も多くなっている。 これらは、裁判所が国民に広報活動を行える機会の一つであり、広報効果を期待できることから、できる限り対応しているところであるが、職員の負担も増加している。 そこで、法教育への協力を行う上で留意していること、広報効果を得るために工夫していることなど、各庁の実情を伺いたい。	奈良地	大阪高	法教育は、国民の司法参加を進めて、司法の国民的基盤を確立していくために、必要かつ重要なものである。裁判所の広報活動においても、広報効果や費用対効果といった視点だけでなく、法教育への関与という側面も考慮すべきである。 法教育に関与する上では、裁判官や裁判所職員が児童や生徒達にとって身近なものに感じられるように、積極的に交流することが重要である。団体傍聴や模擬裁判の機会、積極的に質疑応答することも重要である。 積極広報の機会が少ない裁判所において、法教育目的の依頼や申込みにはできる限り積極的に対応すべきである。職員の負担については、裁判部の職員も積極的に参加してもらうことで対応すべきだろう。裁判部職員との連携、職員の負担、広報効果、コスト、継続性などを考慮した上で、法教育への協力を検討していくべきである。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 高松高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
1	報道対応 (その他)	刑事(その他)	[Redacted]	(出題理由) 報道機関において、被告人が行為時少年あるいは少年である場合の報道について、少年法61条の趣旨はある程度理解されていると思う。 [Redacted] 報道対応としては、どういった点をどこまで配慮すべきであるか。 (出題庁の意見) [Redacted] 更に、例えば、期日簿に、予め行為時少年または少年である旨を記載すること考えられる。 便宜供与の法的根拠については、裁判報道を正確に報道してもらうために、行っている旨説明し、報道機関に対しては、判決要旨を交付する際、「行為時少年」である旨の付箋を付す等の配慮が望ましいと思われる。 便宜供与した書類の交付要求には、弁護士法23条の2による照会を促すことが考えられる。	高松地	高松高	出題庁意見のとおり報道機関への便宜供与は、法的根拠は特に無く、判決を正確に報道してもらうためのものであるが、総務課としては、記者レク等を捉えて少年法61条の趣旨を理解してもらうとともに、裁判部と連携して、出題庁が記載したような工夫が必要である。 判決要旨は裁判所の広報業務の一環として作成された司法行政文書として取り扱うことになるが、弁護士法23条の2による照会を待つまでもなく、弁護人に対して交付している事例もあろう。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 高松高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
2	一般広報 (その他)	その他	裁判所主催の広報行事を開催する際、障害者への対応を含めた準備(予算上申、手話通訳等の手配等)をすべきか。	(出題理由) 当庁において、調停制度90周年記念行事として記念講演会を開催するに当たり、検討段階で聴覚障害者が来た場合の対応が議論となった。 結果的には、同講演会については、当庁大会議室で開催することとし、定員を決め、事前申込みによる抽選制とし、申込書に障害者で援助が必要な場合にはその内容を記載してもらうことで事前に障害者を把握した上で対応を決めることとしたが、収容能力が十分な会場で開催する場合には、事前申込み制にすることは裁判所側も、聴講を希望する県民の方も手間であることから、聴覚障害者の来場の有無に関係なく、手話通訳を配した講演を行う必要があると考えられる。	高知地・家	高松高	「裁判員制度」のミニフォーラム時は、聴覚障害者の方や車いすの方のために配慮したが、国民に制度の周知を行うという大きな目的があった。 本件のような裁判所主催の記念行事においても、障害を持った方に参加していただくため、裁判所側が気配り、目配りをすることは当然である。ただし、その目的、規模、対象者、費用対効果等を考慮する必要があるため、上級庁と相談しながら進めていく必要がある。 障害者自立支援法の一部改正等により、障害を持った方が、日常の生活を自立して支障なく送るために、市町村が派遣する方の手助けを受けて行動する機会が増えているとともに、裁判手続に関して、裁判所の配慮を求める事例も今後増えていくと思われるが、一般広報についても、主催者側には、相応の対応が求められていると思考する。			
3	一般広報 (その他)	その他	社会見学学習や職場体験学習での各庁の企画内容を伺いたい。	(出題理由) 様々な学校等から社会見学学習や職場体験学習の申込みがなされたときには、その学校等の要望にできるだけ沿った形で、裁判所案内のDVD視聴、裁判手続の説明、法廷傍聴、裁判官との座談会、模擬裁判、庁舎見学などを組み合わせて見学会等を実施しているが、各庁の実情等を伺って、今後の一般広報活動の参考とさせていただきたい。	松山地	高松高	四国管内においても、法教育への関心の高まりと共に、学校等からの社会見学学習等の申込みが増えている。 出題庁記載の内容により、対応していくことでよいと思われるが、事後のアンケート等で率直な意見を求め、柔軟に見直して、よりよい内容のものにしていくなことが重要である。 参加者が裁判と裁判所について理解を深め、良い印象を持ってもらえるように工夫したい。 今後は、検察庁や弁護士会との連携も視野に入れた企画も考えられよう。			